

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年2月5日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和7年2月5日（水） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年2月5日（水） 午後2時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1 番 山崎富士子	2 番 笠原 勝	3 番 松尾 茂敏	4 番 田浦 則利
5 番 中川 實美	6 番 馬場 保	7 番 前田 辰己	8 番 鶴崎 高幸
9 番 田島 真一	10 番 内田 弘幸	11 番 栄木 正孝	12 番 宮寄 芳守
13 番 井出 真吾	14 番 小田 伸吾	15 番 小筏 正治	16 番 山崎 正典
17 番 坂本 博	18 番 東 康敬	19 番 林田 剛	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
課長補佐	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程第7 報告第2号 非農地通知の発出について

午後2時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 総会を始めたいと思います。

始める前に、議案の訂正を1か所お願いします。議案書の3ページの申請番号75番の譲受人の申

請理由欄、「祖母より授受する」と書いてありますけれども、「祖父より授受」という、「祖父」です、「祖母」ではなくて、「祖父」に訂正をお願いします。

それと、申請番号、同じページの77番ですけれども、別添1の資料の14から17の間に営農計画書というのが、新規就農になるんですけれども、ついておりませんので、別途皆さんのお手元に配付されているかと思います。ありますか。（発言する者あり）一応配付されておりますね。（発言する者あり）

それでは、早速ですけれども、議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名してからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日、欠席委員はいらっしゃいませんので、早速、会長に開会をお願いしたいと思います。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。寒さの厳しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。立春も過ぎたところですが、この冬一番の寒波、最強寒波ということで、まだ日曜日ぐらいまでこの低温が続くというようなことで、皆さん、お体のほう、お仕事のほうご注意くださいと思います。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

ただいまから、令和7年第2回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の署名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、16番、山崎正典委員、17番、坂本博委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第2号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第6号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号74番から80番までの7件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号７４番から７６番です。

申請番号７４番については、自宅隣接地の過小な面積で、家庭菜園程度から農業を始めたいため、有償で譲り受ける案件です。

申請番号７５番は、祖父から農業後継者の孫へ贈与する案件です。

申請番号７６番は、県外在住者の所有者が耕作できないため、今まで地元の管理していた譲受人へ贈与する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号７４番から７６番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。どうぞ。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、山崎です。

７５番ですけど、祖父から孫ってあるんですけど、これは父がおるときの孫ですよ。全部孫にやっ
ていいんですか。例えば祖父から孫って書いてある。その間におやじがおるじゃないですかね。その
親を通さんでもやることができるんですか、直接孫に。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） お父さんがいらっしゃったとしても、後継者が孫であれば特に問題ない
かと思います。

○委員（１６番 山崎 正典君） 全部孫にやっても。分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明
をお願いします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号７７番です。

申請番号７７番については、将来、住居を建築する予定の宅地の隣接地であり、過小な面積で、家
庭菜園程度から農業を始めたいため、有償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号７７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から、案件について説
明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号７８番から８０番です。

申請番号７８番と７９番については、耕作できない所有者から、自宅の隣接地を有償で譲り受ける案件です。

申請番号８０番については、所有者が高齢で耕作できないため、耕作放棄地になる前に隣接地に住んでいる譲受人が有償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号７８番から８０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第６号、申請番号７４番から８０番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第７号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第７号の朗読〕

議案書６ページ、申請番号１３番の１件の申請がっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

議案書６ページ、申請番号１３番が東部調査会関係です。

申請番号１３番について、申請地は国道沿いの宅地等が連担している中にある農地で、第３種農地と判断しました。申請目的は資材置場です。現在、借地で資材置場として利用しているところが３月末までに立ち退きしなければならなくなったために、役員である申請者が所有している事務所近くの申請地を転用するものです。許可に関して特に問題はないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第7号、申請番号13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第8号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号51番から57番の7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号51番から52番です。

申請番号51番について、申請地は農振白地10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的が農業用施設であるため、許可に関して特に問題はないものと思われます。

申請番号52番について、申請地は農振白地10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅で、市外からの移住者です。許可に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号51番から52番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 10番、内田です。申請番号51番です。この写真を見る限り、これは農地と思えない。そこら辺、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 地元委員、どなたか。どうぞ。

○委員（7番 前田 辰己君） 私のすぐ近くですので、この前の調査会で行ってききましたけども、トラクターで耕作されておりました。写真では農地に見えないけども、一応農地で問題ないと思います。

○委員（10番 内田 弘幸君） 写真が問題ね。ユンボちゅうたらユンボやろう、多分。こういうのを載せたらいかん。こういうとで申請が、許可を出せって言われたって、もう今造成しよるんじゃが

なってしか見えんばい。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 事務局、どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、私どももこの写真を見て、実はこれ農地じゃないんじゃないかというふうに感じたところでありまして、実際受付する段階で、もうちょっとちゃんとしたのをつけるように受付をする担当のほうには伝えております。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号５３番から５４番です。

申請番号５３番について、申請地は農振白地、愛野インターチェンジから３００メートル以内にある農地で、第３種農地と判断しました。特定建築条件付売買予定地での転用です。隣接地も同様に許可を取り、住宅が建築されているので、実績はあることから、許可に関して特に問題はないものと思われます。

続きまして、５４番について、申請地は農振白地、宅地連担で第３種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅で、市外からの移住者です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号５３番から５４番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（１４番 小田 伸吾君） １４番、小田ですけど、５３番の農地って、今度かかっているところと、実は基礎ば打ちよらすところ、１区画あったところを工務店さんが買って、３等分か何等分かにして住宅を建てるという、そのところが詳しく分からんもんで、お教え願いませんか。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） さっきおっしゃったとおりその手前のほうまで、あと何区画やったかな、あったとですけど、前の総会あたりで許可を出しているところの、だから続きになるわけです。続きで、おっしゃったとおり、これ１画だけ残ってありました。その分が、今回何か話がついての転用申請だと思います。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号５５番から５７番です。

申請番号５５番から５７番について、同一箇所になりますので、一括して審査を行をお願いします。

申請地は農振白地、千々石総合支所から５００メートル以内にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅と排水路です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号５５番から５７番について、ご質疑がありましたらお願いします。（発言する者あり）ご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） また写真のほうですけど、いわゆる荒れ地になっとなるのか、感じの写真のままで、申請されるときはやはり農地らしく、もう少しきれいに農地のように戻してから、写真なんかも載せてもらえればと思いますけども、これでそのままいいんですかね。（発言する者あり）

○委員（１５番 小筏 正治君） パトロールするときも緑判定いうて判定ばせんといかんたいね。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） ですよ、５５番なんかは特に一番手前のほうでは、何か石も積んであるような感じで写真も。一応刈払機ぐらいを入れて、それから写真ってなってくれば、物すごく見栄えはよかと思うとですけど。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 先ほどもありましたけれども、受付の段階でこういった写真が出てきた場合は、再度刈り払いとか行っていた上で写真を撮って、添付してもらうように指導してまいりたいと思います。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 調査会で現地の確認しとるけん、現地の確認した人が、まず今のを見られたときに、いや、写真はこうやけど、調査会で行ったときはきれいになっとなったけん、そんなに問題はないちゅうみたいな形で、この件では俺はそれで終わると思うんですけど、さっきのごとユンボが入ったみたいな、（笑声）わけじゃなかけんが、そやけん、現地調査で問題がなかったということであれば。できるだけ、それはこうしよったほうがよかっていうのは、要はもうそんなときは逆にきれいに写真ば撮っちゃって、調査会で行ったときはこうやったとか逆は困るけどさ、この時点でのあれと調査会で行ったときに、写真はこうやったけどって、全員で見て問題がなかったって言えば、この程度の写真やったら、別に説明ば調査会のほうで説明してもらえばよかと思いますけど、ユンボは別です。（笑声）

○議長（林田 剛君） ただいま内田委員のおっしゃったように、一応そういう方向でいきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第8号、申請番号51番から57番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第9号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から議案書20ページの整理番号17番までです。整理番号1番から12番は貸借に係る案件、整理番号13番から17番までは所有権移転に係る案件です。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、議案第9号に対する質疑を行います。

まずは、貸借権設定に係る申請番号1番から12番について、ご質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号13番から17番について、ご質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第9号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書21ページを御覧ください。

〔議案第10号の朗読〕

議案書22ページ、整理番号18番から議案書44ページの整理番号55番までです。この議案書（案）ですが、これまで事前に機構を介して提出されていましたが、手続がスムーズにいくよう農林

課のほうで作成し、機構を介せず、直接農業委員会へ提出し、意見を求められたものです。

審議内容は、先ほどの議案第9号の集積計画の決定と同様であり、審査・意見等がございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 今、説明が事務局からあったように、例えば14日まで申請が上がれば、もう次の月末の調査会に上がるんですか、事務局。（発言する者あり）申請を上げるじゃないですか、バンクの申請を。（「14日まで」と言う者あり）出たときに、もう月末の調査会にそのまま直接上がるわけですか。そこら辺、どうなんですか。

○事務局長（高木 謙次君） 2月14日までに申請があった分については、2月の月末の調査会に上がりまして、3月5日の総会のほうで決定、そこで終わりになります。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第7、報告第2号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書45ページを御覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

議案書46ページ、受付番号1番から2番ですが、この報告については、個人申請された分について、令和6年12月と令和7年の1月に地元委員と現地確認した結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、それではお諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員